6章 訪問指導・訓練事業・地域療育の支援

内容	g N	障がい児(者)の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、来談・訪問等により、療育指導・相談に係る助言・指導・研修を行っています。
窓口)	障がい児等療育支援実施機関(資料編240ページ) 大阪府障がい福祉室地域生活支援課(資料編42ページ)

(2) 重度障がい者訪問診査・相談指導 ②

内容	医師、看護師、ケースワーカー等が家庭を訪問し、障がいに ついての診断や指導を無料で行っています。
対象者	在宅の重度身体障がい者
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課 (資料編1ページ)

内容	指導員を派遣し、生活訓練や点字指導、その他の相談・指導 を行っています。
対象者	視覚障がいのある人
窓口	大阪府視覚障害者福祉協会(資料編43ページ)

内容	通所による基本的生活習慣の療育指導や電話等による助言を 行います。
対象者	就学前の視覚障がいのある幼児
窓口	大阪府視覚障害者福祉協会(資料編43ページ)

(5) 音声機能障がい者発声訓練教室 👂

内容	人工喉頭や食道発声法による発声訓練を行っています。
対象者	喉頭を摘出し、音声機能を失った人
窓口	阪喉会(資料編43ページ)

(6) 吃音教室 ⑨

内容	吃音で困っている人からの相談を受けるとともに吃音の正しい知識と発声法等を習得することで、吃音を克服することを目的とした教室です。 また、講座に集う吃音者相互の親睦を図るため、各種行事を実施しています。
対象者	吃音で困っている人
^J 3 D	
窓口	大阪スタタリングプロジェクト(資料編43ページ) TEL・FAX 072-820-8244

内容	社会生活に即応できるよう車いす生活訓練とピアサポート を行っています。
対象者	背髄損傷者
窓口	大阪背髄損傷者協会(資料編43ページ)